

報告事項シ

社会体育施設の指定管理候補者の選定について

社会体育施設の指定管理候補者の選定について、別紙のとおり報告します。

平成20年9月9日

鳥取県教育委員会教育長 中 永 廣 樹

社会体育施設の指定管理候補者の選定について

体育保健課

教育委員会指定管理候補者審査委員会の審査結果を踏まえて、以下のとおり指定管理候補者を決定し、平成20年9月定例会議に附議します。

1 教育委員会指定管理候補者審査委員会（社会体育施設関係）の審査結果

施設名	区分	応募団体数	指定管理候補者に選定する団体	選定されなかった応募団体
鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プール（鳥取市天神町50-2）	公募	2	財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体 代表者 財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵康允	株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫
鳥取県立倉吉体育文化会館（倉吉市山根529-2）	公募	2	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵康允	株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫
鳥取県立米子産業体育館（米子市東福原8-27-1）	公募	2	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵康允	株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫
鳥取県営米子屋内プール（米子市皆生温泉3-18-3）	公募	2	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵康允	株式会社TKSS 代表取締役 田中富士夫
鳥取県営ライフル射撃場（西伯郡南部町猪小路806）	公募	1	鳥取県ライフル射撃協会 会長 戸田 至	-
鳥取県立武道館（米子市両三柳3192-14）	指名	-	財団法人鳥取県体育協会 会長 田淵康允	-

米子産業体育館の指定管理候補者が、現在の指定管理者である（株）TKSSから、（財）鳥取県体育協会に替わる。

2 各施設の審査結果概要

別添のとおり

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理候補者の選定について

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体
[構成員]

(代表) 財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢 1 4 6 番地の 1 会長 田淵康允

株式会社ジーコミュニケーションネットワーク 鳥取市五反田町 5 番地 取締役社長 児嶋祥悟

2 指定期間

平成 2 1 年 4 月 1 日から平成 2 6 年 3 月 3 1 日まで (5 年間)

3 委託料の額

2 7 4 , 0 0 0 , 0 0 0 円 …… (1) (債務負担行為額 2 8 8 , 7 3 0 , 0 0 0 円)

[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5 年) 5 4 , 8 0 0 , 0 0 0 円

4 選定理由

鳥取県立鳥取産業体育館及び鳥取県営鳥取屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、2 団体から応募があり、審査委員会において、指定手続条例第 5 条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

実績やノウハウをもとに具体的な実施計画が示され、スポーツの振興のみならず産業の振興に対する取組みや、障害者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者 (受付順)

応募者	所在地	代表者
株式会社 T K S S	米子市米原八丁目 1 1 番 4 9 号	代表取締役 田中 富士夫
財団法人鳥取県体育協会・株式会社ジーコミュニケーションネットワーク共同企業体	鳥取市布勢 1 4 6 番地の 1	会長 田淵 康允

6 審査委員

氏名	所属等
南 雅樹 (委員長)	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子 (副委員長)	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
梅木 千賀子	鳥取県教育審議会生涯学習分科会臨時委員
新 定倣	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (指定手続条例第 5 条第 1	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由	必須 (平等な利 用が確保

号)	ウ 管理運営の方針	できないと判断される場合は失格
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針) (2) 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	60
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結	30

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(財)鳥取県体育協会 (A社)	(株)TKSS (B社)
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	60	43.2	28.8
選定基準3	20	14.4	14.6
選定基準4	30	21.0	13.8
合計	110	78.6	57.2

点数は委員5名の平均

主な審査項目について

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A社、B社ともに公の施設としての性格を十分理解しており、施設の平等な利用を確保できるものであった。

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

・開館時間

体育館 (現行: 9:00~22:00)

A社) 現行どおり

B社) 月~土: 9:00~22:00 日: 9:00~20:00

プール (現行: 10:00~20:00 夏季9:30~21:00)

A社) 現行どおり

B社) 月~土: 10:00~20:00 日: 9:00~19:00

B社は、日曜日について現行の開館時間より短くなるので評価が低かった。

- ・ 休館日
 - 体育館（現行：毎月第4水曜日、年末年始）
 - A社）現行どおり
 - B社）毎月30日・31日、年末年始
 - プール（現行：毎週水曜日、年末年始）
 - A社）現行どおり
 - B社）毎月30日・31日、年末年始

- ・ 利用料金の設定

A社、B社ともに現行どおりであったが、A社はプールの夜間料金（午後6時以降）新設などの提案があり、評価が高かった。

- ・ 利用料金の減免

A社、B社ともに現行どおりであったが、A社はプール利用料金について新たに小学生未満及び障害者の介護者を2人目まで（現行は1人）を無料とする提案があり、評価が高かった。

- ・ サービスの向上策、利用促進への取組
 - A社）県民体育館トレーニングルームとの共通利用券の設定、展示会土足シートの1重化、体育館控室の会議室利用など
 - B社）ファンクラブ設立、各種イベントの実施など

A社は、利用者の立場に立った提案であることが高く評価された。

- ・ 個人情報の保護、情報公開

A社、B社ともほぼ同等の評価であった。

- ・ スポーツの普及振興

A社は、種々の年齢層を対象としたスポーツ教室が充実していて、評価が高かった。

B社は、スポーツ教室の開催回数や募集人員、料金についての記載がなく、面接審査においても具体性がなく評価が低かった。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

県委託料額についてはB社が安かったが、収支計画の具体性に乏しいことから、ほぼ同等の評価となった。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・ 組織及び職員の配置

A社は、配置職員が適切な資格を有しており、人員も十分確保されていることから、評価が高かった。

B社は、開館日の増や開館時間の延長の提案があったが、配置人数が現行よりも少ないことなどから、安全な施設管理ができるかどうかの懸念から評価が低かった。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間： 体育館 午前9時から午後10時
 プール 午前10時から午後8時
 夏季（7～9月）午前9時30分から午後9時

休館日： 体育館 毎月第4水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
 プール 毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）
 学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

(2) 利用料金・減免

利用料金は、現行どおりとし、体育館控室・2階ロビーの利用料金を新設、プールの夜間時間（午後6時以降）の利用料金の値下げを行う。

減免基準は、現行どおりとし、プール利用料金について新たに小学生未満及び障害者の介護者を2人目まで（現行は1人）を無料とする。

(3) 利用促進のための取組み

展示会の土足シートを1重にし、主催者の負担を軽減し利用促進を図る。

体育館2階ロビーをスポーツ教室等に開放する。

体育館控室を会議室として利用する。

県民体育館トレーニングルーム共通利用券の設定を行う。

高齢者、障害者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

商工関係団体と連携したイベント、展示会等を開催する。

窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

鳥取県版環境管理システム（TEAS）を徹底する等、あらゆる経費の削減に向けた取り組みを実施する。

利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

ボイラーの熱源を灯油からガスへの変更を検討する。

清掃業務を一部職員で実施する等、委託業務内容について見直す。

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 田淵康允

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

205,000,000円・・・（1）（債務負担行為額 218,210,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 41,000,000円

4 選定理由

鳥取県立倉吉体育文化会館の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示されており、スポーツの振興のみならず文化振興に対する取組みや、障害者への配慮、スポーツ・文化教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
株式会社TKSS	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫
財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 田淵 康允

6 審査委員

氏名	所属等
南 雅樹（委員長）	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子（副委員長）	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
梅木 千賀子	鳥取県教育審議会生涯学習分科会臨時委員
中島 喜久江	鳥取県文化団体連合会理事、鳥取県民踊指導者連盟会長
新 定倣	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

7 審査結果

(1) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第5条第1号）	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	必須 (平等な利用が確保できないと判断される場合は失格)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第5条第2	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針）	60

	号)	(2) 管理の基準(開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結	30

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(財)鳥取県体育協会 (A社)	(株)TKSS (B社)
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	60	49.0	33.7
選定基準3	20	13.0	15.6
選定基準4	30	23.0	14.5
合計	110	85.0	63.8

点数は委員6名の平均

主な審査項目について

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A社、B社ともに公の施設としての性格を十分理解しており、施設の平等な利用を確保できるものであった。

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

主な審査項目について

・開館時間

現行：9:00～22:00

A社)現行どおり

B社)現行どおり

・休館日(現行：12月29日～1月3日)

A社)現行どおり

B社)毎週水曜日、12月30日～1月3日

B社については、申請書で毎週水曜日を休館日としており、面接審査時点で訂正依頼があったが、計画が不十分であるとして評価が低かった。

・利用料金の設定

A社、B社ともに現行どおりであり、同等の評価であった。

・利用料金の減免

A社、B社ともに現行どおりであり、同等の評価であった。

・サービスの向上策、利用促進への取組

A社)ロビーの有効活用、スポーツ用具の貸出し及び指導、託児所の設置、おにぎりやパンの販売のほか細かなサービスの実施、夏季における遊休研修室のスタディールームとしての活用など

B社)ファンクラブの創設、各種イベントの実施、自販機の充実など

A社は、利用者の立場に立った提案であることが高く評価された。

・個人情報の保護、情報公開

A社、B社ともほぼ同等の評価であった。

・スポーツの普及振興

A社は、種々の年齢層を対象とした低価格なスポーツ教室が充実していると同時に、障害者スポーツに対する提案もあり、評価が高かった。また、文化振興についても地域と連携した各種教室を計画するなどした点が評価が高かった。

B社は、スポーツ教室の開催回数や募集人員についての記載がなく、面接審査においても具体性がなく評価が低かった。

また、障害者スポーツや文化振興についての提案がなく、評価が低かった。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

県委託料額についてはB社が安かったが、収支計画の具体性に乏しかった。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・組織及び職員の配置

A社は、配置職員が適切な資格を有しており、人員も十分に確保されていることから評価が高かった。

B社は、配置人数が現行よりも少ないことなどから、安全な施設管理及び教室運営等ができるかどうかの懸念から評価が低かった。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時から午後10時

休館日：年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 利用料金・減免

利用料金は、現行どおり。

減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

高齢者、障害者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

子育て世代の県民がスポーツ・文化活動に参加できるように託児付き事業に取り組む。

ロビーを有効活用し、情報コーナー、コミュニティーコーナー、相談コーナー等を設け、充実させる。

夏季の研修室利用の少ない時期に、避暑スタディールームとして活用する。

おにぎり・パンの販売、荷物の宅配サービス、タクシー・出前弁当の案内など利用者の利便性向上に一層取り組む。

窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

鳥取県版環境管理システム(TEAS)を徹底する等、あらゆる経費の削減に向けた取り組みを実施する。

外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

鳥取県立米子産業体育館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 田淵康允

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

126,970,000円・・・(1)（債務負担行為額 141,020,000円）

〔参考〕単年度委託料の額（(1)÷5年） 25,394,000円

4 選定理由

鳥取県立米子産業体育館の指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な実施計画が示され、スポーツの振興のみならず、産業の振興に対しても地域と連携した取組みや、障害者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
株式会社TKSS	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫
財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 田淵 康允

6 審査委員

氏名	所 属 等
南 雅樹（委員長）	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子（副委員長）	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
梅木 千賀子	鳥取県教育審議会生涯学習分科会臨時委員
新 定做	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

7 審査結果

(1) 選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第5条第1号）	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	必須 (平等な利用が確保できないと判断される場合は失格)
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第5条第2号）	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開）	60

		(3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結	30

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(財)鳥取県体育協会 (A社)	(株)TKSS (B社)
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	60	44.0	31.2
選定基準3	20	14.6	15.2
選定基準4	30	22.2	13.8
合計	110	80.8	60.2

点数は委員5名の平均

主な審査項目について

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A社、B社ともに公の施設としての性格を十分理解しており、施設の平等な利用を確保できるものであった。

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

・開館時間

現行：9:00～22:00

A社) 現行どおり(必要に応じて開館時間を変更)

B社) 現行どおり

・休館日

A社) 毎月第3水曜日、12月29日～1月3日

B社) 毎週水曜日、12月30日～1月3日

・利用料金の設定

A社、B社とも現行どおりであり、同等の評価であった。

・利用料金の減免

A社、B社とも現行どおりであり、同等の評価であった。

・サービスの向上策、利用促進への取組

A社) 米子屋内プールとの共通利用券の設定、フィットネスルームの設置、遊休場所の有効利用、スポーツ用品等の販売、家電製品の無料貸出など

B社) ファンクラブの設立、展示ギャラリーの設置、自動販売機の充実など

A社は利用者の立場に立った提案であることが高く評価された。

・個人情報の保護

A社、B社ともほぼ同等の評価であった。

・スポーツの普及振興

A社は、種々の年齢層を対象とした低価格なスポーツ教室が充実していると同時に、障害者・高齢者に対する提案もあり評価が高かった。産業面についても、地元産業界と連携しイベント等の計画をしていることが高く評価された。

B社は、スポーツ教室についての提案はあったが、募集人員、料金の記載がなく、面接審査においても具体性がなく評価が低かった。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

県委託料額についてはB社が安かったが、収支計画の具体性に乏しいことから、ほぼ同等の評価となった。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・組織及び職員の配置

A社は、配置職員が適切な資格を有しており、人数も十分に確保されていることから、評価が高かった。

B社は、現行どおりの人数配置となっているものの、勤務体制が不十分と思われる時間帯があることから、A社と比較して評価が低かった。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時から午後10時

休館日：毎月第3水曜日、年末年始（12月29日から1月3日）

(2) 利用料金・減免

利用料金は、現行どおりとし、端数を50円又は100円単位に統一する。

減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

高齢者、障害者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

意見箱の設置、御意見カード、ヘルプデスク、利用者アンケート等により、利用者の声を施設運営に反映する。

スポーツ用品等の販売、備品、家電製品の無料貸出を行い、利用者の利便性向上に一層取り組む。

指導員による、各種大会での準備運動の協力、スポーツルールの説明等の利用者のサービス向上を図る。

会員証の発行による、利用申し込みの簡素化を図る。

フィットネスルームの設置、米子屋内プール共通利用券の設定を行う。

(4) 経費削減のための取組み

鳥取県版環境管理システム（TEAS）を徹底する等、あらゆる経費の削減に向けた取り組みを実施する。

利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

鳥取県営米子屋内プールの指定管理候補者の選定について

鳥取県営米子屋内プールの指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 田淵康允

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

230,000,000円・・・（1）（債務負担行為額 233,490,000円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 46,000,000円

4 選定理由

鳥取県営米子屋内プールの指定管理者の指定に当たっては、2団体から応募があり、審査委員会において、指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

〔選定理由〕

実績やノウハウをもとに具体的な事業計画が示され、地域との連携や障害者への配慮、スポーツ教室の充実などの利用者サービスの向上のための具体的な取組みが見られることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者（受付順）

応募者	所在地	代表者
株式会社TKSS	米子市米原八丁目11番49号	代表取締役 田中 富士夫
財団法人鳥取県体育協会	鳥取市布勢146番地の1	会長 田淵 康允

6 審査委員

氏名	所属等
南 雅樹（委員長）	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子（副委員長）	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
梅木 千賀子	鳥取県教育審議会生涯学習分科会臨時委員
新 定做	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

7 審査結果

（1）選定基準

選定基準	審査項目	配点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第5条第1号）	（1）管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	必須 （平等な利用が確保できないと判断される場合は失格）
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第5条第2号）	（1）施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） （2）管理の基準（開館時間、休館日、利用料	60

		金等の設定、個人情報保護、情報の公開) (3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応 (5) スポーツの普及振興への理解 (6) スポーツの普及振興事業の企画力	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	20
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 (4) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (5) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結	30

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	(財)鳥取県体育協会 (A社)	(株)TKSS (B社)
選定基準1	適/不適	適	適
選定基準2	6.0	47.4	30.0
選定基準3	2.0	11.0	14.8
選定基準4	3.0	23.4	14.4
合計	11.0	81.8	59.2

点数は委員5名の平均

主な審査項目について

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】

A社、B社ともに公の施設としての性格を十分理解しており、施設の平等な利用を確保できるものであった。

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】

・開館時間

プール (現行: 10:00~20:00 夏季9:30~21:00)

A社) 現行どおり

B社) 月~土: 10:00~21:00 日: 10:00~19:00

トレーニングホール (現行: 10:00~20:00 夏季9:00~21:00)

A社) 9:00~20:00 夏季は現行どおり

B社) 月~土: 9:00~22:00 日: 9:00~19:00

A社、B社ともに開館時間の延長について提案があった。B社は、日曜日について現行の開館時間より短くなるので評価が低かった。

・休館日(現行: 毎週水曜日、年末年始、学校の夏休み期間は休館なし)

A社) 現行どおり

B社) 毎月30日・31日、年末年始

・利用料金の設定

A社、B社ともに現行どおりであったが、A社はトレーニングルームの料金(3分の2面、3分の1面)新設の提案があり、評価が高かった。

・利用料金の減免

A社、B社ともに現行どおりであったが、A社はプール利用料金について新たに小学生未満及び障害者の介護者を2人目まで（現行は1人）を無料とする提案があり、評価高かった。

・サービスの向上策、利用促進への取組

A社）米子産業体育館フィットネスルームとの共通利用券の設定、減免対象者に資格証を発行し利用ごとの確認を簡素化、旅館組合との連携など

B社）ホームページの充実、各種イベントの実施など

A社は、利用者の立場に立った提案であるとともに、地域と連携する点も高く評価された。

・個人情報の保護、情報公開

A社、B社ともほぼ同等の評価であった。

・スポーツの普及振興

A社は、種々の年齢層を対象としたスポーツ教室が充実していて、評価が高かった。

B社は、スポーツ教室についての提案はあったが、募集人員、料金の記載がなく、面接審査においても具体性がなく評価が低かった。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】

県委託料額についてはB社が安かったが、収支計画についてA社は燃料費の増加など適切に考慮されていたのに対し、B社は燃料費や修繕料の積算が甘く堅実な収支計画であると判断できなかった。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】

・組織及び職員の配置

A社は、配置職員が適切な資格を有しており、人員も十分確保されていることから、評価が高かった。

B社は、人員配置が現行よりも少ないことなどから安全な施設管理及び教室運営等ができるかどうかの懸念から評価が低かった。

8 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間： プール 午前10時から午後8時

夏季（7～9月）午前9時30分から午後9時

トレーニングホール

午前9時から午後8時

夏季（7～9月）午前9時から午後9時

休館日：毎週水曜日、年末年始（12月29日～1月3日）

学校の夏休み期間（7月20日～8月末頃）は休館しない。

(2) 利用料金・減免

利用料金は、現行どおりとし、トレーニングホールの利用料金区分に「3分の2面」「3分の1面」（現行は「全面」「2分の1面」）を新設する。

減免基準は、現行どおりとし、プール利用料金について新たに小学生未満及び障害者の介護者を2人目まで（現行は1人）を無料とする。

(3) 利用促進のための取組み

減免対象者に資格証を発行し利用ごとの確認を簡素化する。

地元旅館組合と連携を図る。

米子産業体育館フィットネスルーム共通利用券の設定を行う。

高齢者、障害者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

鳥取県版環境管理システム (TEAS) を徹底する等、あらゆる経費の削減に向けた取り組みを実施する。

利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。

外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

冬季はプールに保温シートをかけ燃料費を節減する。

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理候補者の選定について

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

1 指定管理候補者

鳥取県ライフル射撃協会 倉吉市横田440番地7 会長 戸田 至

2 指定期間

平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

2,225,000円・・・(1)（債務負担行為額 2,225,000円）
 [参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 445,000円

4 選定理由

鳥取県営ライフル射撃場の指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において、指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、上記の団体が最適であるとして選定した。

[選定理由]

従来からライフル射撃場を無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であると認められることから、指定管理候補者として選定した。

5 応募者（受付順）

応 募 者	所 在 地	代 表 者
鳥取県ライフル射撃協会	倉吉市横田440番地7	会長 戸田 至

6 審査委員

氏 名	所 属 等
南 雅樹（委員長）	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子（副委員長）	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
野澤 豊	鳥取県警察本部生活環境課長
新 定做	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

7 審査結果

(1) 選定基準

選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第5条第1号）	(1) 管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針	必須 (平等な利 用が確保 できない と判断さ れる場合 は失格)
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第5条第2号）	(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容（サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） (2) 管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開）	40

		(3) 施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 (4) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること (指定手続条例第5条第2号)	(1) 収支計画及び見積内容 (2) 県の委託料額の多寡	40
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (指定手続条例第5条第3号)	(1) 法人等の財政基盤、経営基盤 (2) 組織及び職員の配置等 (3) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (4) 法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結	20

(2) 審査結果(面接審査及び書類審査)

	配点	鳥取県ライフル射撃協会
選定基準1	適/不適	適
選定基準2	40	29.0
選定基準3	40	21.6
選定基準4	20	9.8
合計	100	60.4

点数は委員5名の平均

主な審査項目について

選定基準1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】
公の施設としての性格を十分理解しており、施設の平等な利用を確保できるものであった。

選定基準2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】
・事故・事件の防止措置、緊急時の対応
事故防止についてマニュアルを作成し適切な処理が図られ、無事故で管理してきた実績や銃砲刀剣類所持等取締法に規定する公安委員会指定射撃場の管理の基準、管理方法の基準ともに充足できる団体であることが評価された。

選定基準3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】
協会員による草刈りや清掃などの経費節約の活動が評価された。

選定基準4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】
・組織及び職員の配置
協会員が固定化しているので、新会員の加入や人材育成が求められる。

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時から午後8時

休館日：毎週月曜日、年末年始(12月29日～1月3日)

(2) 利用料金・減免

利用料金、減免基準は現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

射撃競技を希望する者に対して、正しい知識の普及と実技（ビームライフル）の講習等を実施する。

ライフル射撃協会員の確保と協議会の誘致、大学等の強化合宿誘致など利用の増加を図る。

（４）経費削減のための取組み

場内の設備は、管理者による常時点検を行う。

管理経費節減のため、ライフル射撃協会員等による草刈り、清掃、害虫駆除等を行う。

鳥取県立武道館の指定管理候補者の選定について

鳥取県立武道館の指定管理者について、教育委員会指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査結果を踏まえて検討を行った結果、次の団体を指定管理候補者として選定した。

- 1 指定管理候補者（指名）
財団法人鳥取県体育協会 鳥取市布勢146番地の1 会長 田淵康允
- 2 指定期間
平成21年4月1日から平成26年3月31日まで（5年間）
- 3 委託料の額
331,000,000円・・・（1）（債務負担行為額 336,770,000円）
〔参考〕単年度委託料の額（（1）÷5年） 66,200,000円

4 審査委員

氏 名	所 属 等
南 雅樹（委員長）	米子工業高等専門学校教授
荘田 美奈子（副委員長）	鳥取県障害者スポーツ協会スポーツ指導員、鳥取県生涯スポーツ推進協議会委員
門脇 芙佐子	鳥取県剣道連盟常任理事
新 定倣	税理士
中永 廣樹	鳥取県教育委員会教育長

5 審査結果

（1）審査基準

審 査 基 準	審 査 項 目
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること （指定手続条例第5条第1号）	（1）管理の基本的な考え方の適合性 ア 施設設置目的の理解 イ 指定管理者を希望する理由 ウ 管理運営の方針
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること （指定手続条例第5条第2号）	（1）施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （サービス向上策、利用促進策等、利用者等の要望の把握及び対応方針） （2）管理の基準（開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開） （3）施設設備の維持管理及び衛生管理の水準 （4）事故・事件の防止措置、緊急時の対応 （5）武道の普及振興への理解 （6）武道の普及振興事業の企画力
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること （指定手続条例第5条第2号）	（1）収支計画及び見積内容 （2）県の委託料額の多寡
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること （指定手続条例第5条第3号）	（1）法人等の財政基盤、経営基盤 （2）組織及び職員の配置等 （3）関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 （4）法人等の社会的責任の遂行状況 ア 障害者雇用 イ 男女共同参画推進企業の認定 ウ ISO・TEASの認証等 エ 家庭教育推進協力企業としての協定締結

(2) 審査結果（面接審査及び書類審査）

審査基準	適 / 不適	
1	適	
2	適	
3	適	
4	適	
<p>主な審査項目について</p> <p>審査基準 1【施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること】 施設の目的を十分に理解し、武道の振興にとどまらず、青少年の育成も含めて施設の果たす役割への認識がある。 施設利用申込マニュアルに基づき公平な利用が確保されている。</p> <p>審査基準 2【施設の効用を最大限に発揮させるものであること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスの向上策、利用促進への取組 関係団体等への積極的な営業活動により研修室、会議室の活用促進が図られている。 平成18年度指定管理制度導入後も、利用者数が増加してきている。 財団法人日本体育施設協会に施設全体の評価を依頼するなど、開かれた施設運営がなされている。 ・武道の普及振興 武道教室の種目に「短剣道」を新たに取り入れるなど、利用者のニーズに基づき教室の充実を予定している。 関係団体との連携により指導者を確保するなど、武道の普及振興に努めている。 <p>選定基準 3【管理に係る経費の効率化が図られるものであること】 外部委託する業務を複数年契約することで経費削減が図られている。 鳥取県版環境管理システム（TEAS）により、節電、節水が徹底されている。</p> <p>選定基準 4【管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織及び職員の配置 体育指導員の正職員化など、武道振興の充実のための組織づくりができています。 		

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 開館時間・休館日

開館時間：午前9時から午後10時

休館日：年末年始（12月29日～1月3日）

(2) 利用料金・減免

利用料金は、現行どおりとし、利用者からの要望により、弓道場の利用料金区分に「半面」（現行は「全面」のみ）を新設。

減免基準は、現行どおり。

(3) 利用促進のための取組み

必要に応じ主道場に柔道用畳を1試合分敷き、より多くの利用者に利用してもらう。

会議室、研修室を文化活動の場所として提供する。

高齢者、障害者、外国人が安心して利用できる施設運営を行う。

窓口聞取り、アンケート調査、意見箱の設置等により、利用者の声を施設運営に反映する。

(4) 経費削減のための取組み

鳥取県版環境管理システム（TEAS）を徹底する等、あらゆる経費の削減に向けた取り組みを実施する。

外部委託する業務を複数年契約することで経費削減に努める。

利用者に対して可能な限り経費削減への理解と協力を求める。